資料　３

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （課税額）<br>第２条　　略<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６３０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は、６３０，０００円とする。<br>３　　略<br>４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１７０，０００円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１７０，０００円とする。<br>（国民健康保険税の減額）<br>第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３０，０００円を超える場合には、６３０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には、 | （課税額）<br>第２条　　略<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６１０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は、６１０，０００円とする。<br>３　　略<br>４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１６０，０００円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１６０，０００円とする。<br>（国民健康保険税の減額）<br>第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６１０，０００円を超える場合には、６１０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６０，０００円を超える場合には、 |

| | |
|---|---|
| １７０，０００円）の合算額とする。<br>(1)～(3)　　略 | １６０，０００円）の合算額とする。<br>(1)～(3)　　略 |